

新型インフルエンザ等対策
業務計画および事業継続計画（BCP）

平成30年4月

東京ガス株式会社

新型インフルエンザ等対策 業務計画および事業継続計画(BCP)

1 総則	
1-1. 目的・基本方針.....	1
1-2. 新型インフルエンザ等の定義と発生段階.....	1
1-3. 重大度の分類と想定.....	2
1-4. 非常事態対策本部.....	3
1-5. 事業継続の方針.....	5
2 第一次体制移行前（発生段階：「未発生期」）の対応	
2-1. 情報収集および周知.....	6
2-2. 新型インフルエンザ等の流行時における事業運営体制の検討.....	6
2-3. 新型インフルエンザ等の流行時に備えた食糧・資材等の備蓄.....	7
2-4. 従業員等への感染の予防のための措置.....	7
2-5. 新型インフルエンザ等の流行小康期および終息後の事業運営体制の検討.....	8
2-6. 教育・訓練.....	8
3 第一次体制における対応	
3-1. 情報収集および周知.....	8
3-2. 海外または供給区域外での感染拡大時の事業運営体制.....	8
3-3. 基本的な対応.....	9
3-4. 感染予防のための措置.....	9
4 第二次体制における対応	
4-1. 情報収集および周知.....	9
4-2. 事業運営体制.....	10
4-3. 基本的な対応.....	10
4-4. 感染拡大予防のための措置.....	10
4-5. 感染終息後（発生段階：「小康期」）に向けた措置.....	11
5 特定接種の実施体制	11
6 その他	
6-1 新型インフルエンザ等以外の感染症への準用.....	11

改定履歴

年月	主な内容
H19/6	初版
H21/4	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の専門家会議の内容に基づき、フェーズ判断と体制の修正。 加えて、弱毒性のインフルエンザ流行に備えて体制を一部修正
H22/4	「新型インフルエンザ対策行動計画」から「BCP新型インフルエンザの国内流行編」に名称変更
H22/11	<ul style="list-style-type: none"> 定量的リスク評価を追加、用語の修正(「毒性」⇒「病原性」) 担当部署変更に伴い、体制を一部修正
H23/7	非常事態対策本部の組織見直しに伴う体制の更新と別表の再編
H23/11	政府行動計画改定に基づき、「発生段階」分類および用語(「発熱相談センター」⇒「帰国者・接触者相談センター」)の修正
H24/4	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策関係諸規則(通称、赤本)の改定に伴う、別表等の見直し 体制名を要綱に準拠して変更(「警戒体制」⇒「第一次体制」、「非常事態体制」⇒「第二次体制」)
H24/10	実状に即した各班の分担業務の一部見直し
H25/4	非常事態対策本部の組織見直しに伴う体制の更新
H26/3	新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、内容を更新
H27/4	組織変更に伴い、組織名称一部変更
H28/4	非常事態対策本部規則、および組織見直しを反映の更新
H29/4	実状に即した人事班の業務等の一部見直し
H30/4	<ul style="list-style-type: none"> 供給維持要員の定義を追記 組織変更に伴い、組織名称一部変更

1 総則

1-1. 目的・基本方針

本業務計画および事業継続計画（BCP）は、新型インフルエンザ等が国内外において発生した場合においても、お客さまおよび東京ガスグループの従業員の生命・身体の安全の確保と感染拡大防止を前提に、ガスの製造・供給を可能な限り維持しライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めることを目的とする。

1-2. 新型インフルエンザの定義と発生段階

(1) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項（下記参照）に定められる「新型インフルエンザ等感染症」のことをいう。

【感染症法 第6条】

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
 - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

(2) 新型インフルエンザ等の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。国は新型インフルエンザ等の発生段階を表1-1の通り、5つに分類している。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げおよび引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の「新型インフルエンザ対策本部」が決定する。なお、地域発生状況については、東京ガス供給区域の都県の状況を対象とし、一括して対応する。

表 1-1 新型インフルエンザ等の発生段階の区分

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

1-3. 重大度の分類と想定

(1) 東京ガスにおける、新型インフルエンザのリスク評価（重大度[severity]）

集団レベルでの新型インフルエンザにおいて、最も重大なリスクは「死亡リスク」であるが、集団レベルでの「死亡リスク」は「感染伝播力（感染のし易さ）」「致命割合（感染した場合の死亡確率）」により総合的に評価される（前者においては基本再生産数 R_0 等、後者は致死割合 CFR 等が定量的な指標として用いられる）。しかしながら、実際の感染症による集団レベルでの被害は様々な要因が複雑に影響しあい起こるため、事前および発生途中でのリスク評価は極めて困難である。

以上を踏まえ、東京ガスでは主にウイルスの病原性に注目し、以下の3つのケースに分類し、各々の場合について感染伝播力も考慮した「重大度[severity]」を3つ（「高度」「中等度」「軽度」）に分類する。

①病原性

- ・病原性が「高度」；致死割合が1%以上程度の病原性をもったインフルエンザ（具体例；スペイン風邪程度以上）
- ・病原性が「中等度」；致死割合が0.5～1%未満程度の病原性であるインフルエンザ（具体例；アジア風邪～スペイン風邪程度未満）
- ・病原性が「低度」；致死割合が0.5%未満程度の病原性であるインフルエンザ（具体例；季節性インフルエンザ～香港風邪程度）

②感染伝播力*

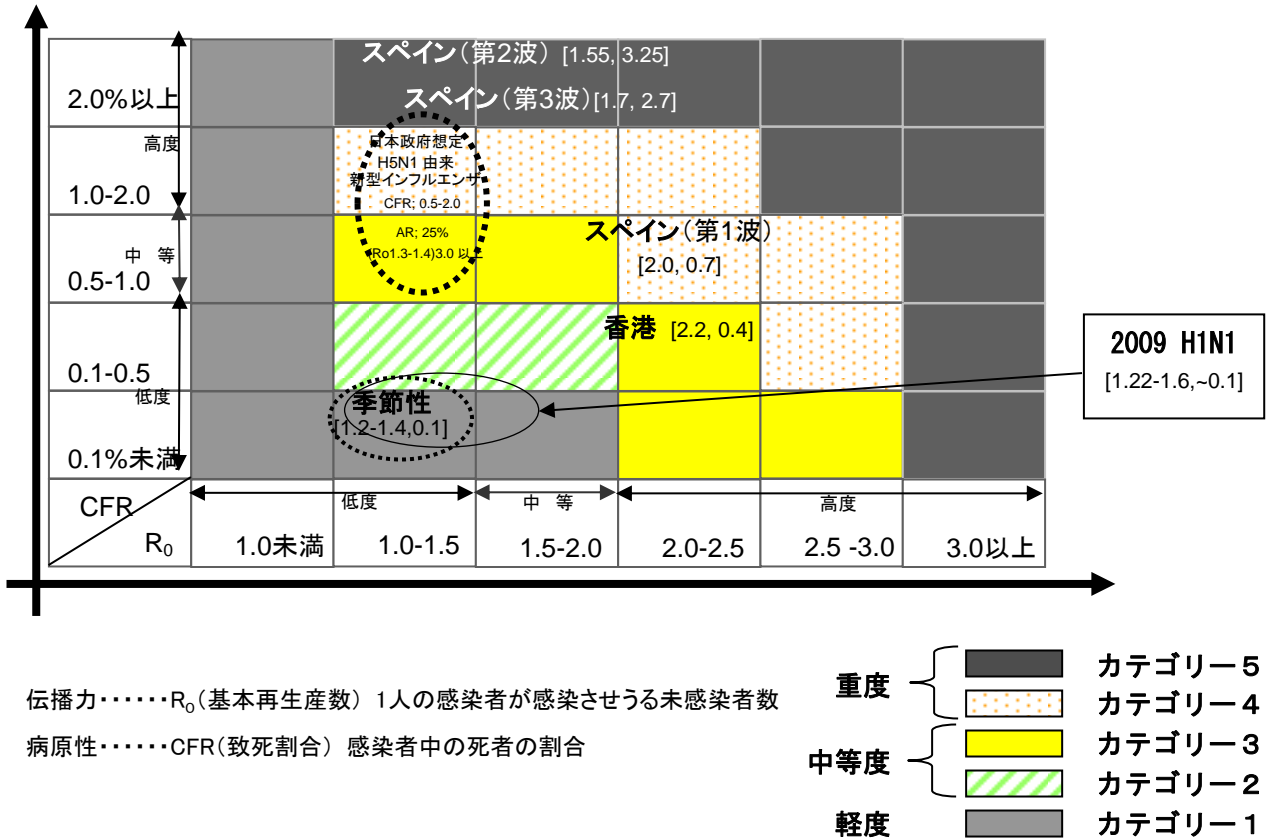
- ・伝播力が「高度」；基本再生産数が2以上程度の伝播力
- ・伝播力が「中等度」；基本再生産数が1.5～2未満程度の伝播力
- ・伝播力が「低度」；基本再生産数が1.5未満程度の伝播力

*政府『新型インフルエンザ対策行動計画』の「感染力」の表記は、用語としてより適正な「伝播力」をここでは用いる。

③重大度

総合的評価としての具体的な「重大度」については、以下（図1）のとおりとする。

図1 東京ガスにおける「重大度」分類



(2) 重大度と要員の欠勤率の想定

- ・「重 度」: 「カテゴリー4」で、欠勤率30%・60日間
 「カテゴリー5」で、欠勤率40%・14日間
- ・「中等度」: 最大ピーク欠勤率20%・10日間、前後10日間は欠勤率10~15%程度
- ・「軽 度」: 季節性インフルエンザ流行時と同程度

1-4. 非常事態対策本部

- (1) 新型インフルエンザ等が国内外において発生した場合は、以下の表1-2のとおり、体制の区分に応じた「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、外部諸機関との連携を図りながら対応する。

表 1-2 新型インフルエンザ等の発生状況と体制区分

新型インフルエンザの発生状況 (政府対策本部・都道府県の決定・判断による)	体制の区分*2 (〔 〕内は従来の名称)	
	重大度が「軽度」「中等度」 の場合*3	重大度が「重度」の場合
未発生期	通常の勤務体制	
(海外または国内で発生しているが) 供給区域*1未発生期	第一次体制〔警戒体制〕	第一次体制〔警戒体制〕
供給区域発生早期		第二次体制〔非常事態体制〕
供給区域感染期		
小康期		第一次体制〔警戒体制〕

*1 新型インフルエンザ対策閣僚会議が定める「発生段階」は、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期となっているが、本業務計画および事業継続計画(BCP)では、「地域」を「供給区域」と読み替え、体制を整えるものとする。

*2 体制については、新型インフルエンザウイルスの「病原性」「伝播力」を総合的に評価した3つの「重大度」に対応することを原則とするものの、新型インフルエンザの病原性や伝播力等は、ウイルスの種類により区々であることから、状況に応じて柔軟に対応する。

*3 「1-3. 重大度の分類と想定」を参照。

- (2) 第一次体制および第二次体制の組織および分担は、別表第1-1から別表第1-3に定める。
- (3) 事務局は政府対策本部・都道府県の決定・判断、ならびに、新型インフルエンザの発生状況(病原性や伝播力など)についての情報収集を行い、第一次体制および第二次体制の設置あるいは体制の変更(解除も含む)が必要と判断された場合に、人事担当執行役員に対し意見具申を行う。
- (4) 第一次体制および第二次体制の設置あるいは体制の変更(解除も含む)は、人事担当執行役員の具申にもとづいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には別表第2により代行する。
- (5) 第一次体制および第二次体制においては、別表第3-1、3-2に定めるとおり外部諸機関との連絡を密にとるとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (6) 第一次体制・第二次体制においては、ガス事業運営に関するお客さまへの広報や従業員に対する正確な情報の提供に努める。また、取引先や供給継続に資する関係事業者との情報共有にも努め、必要に応じて相互支援等を行う。
- (7) 第一次体制および第二次体制において本部長に事故ある場合は、別表第2により代行者が代行する。

1-5. 事業継続の方針

(1) 基本方針

お客さまおよび東京ガスグループの従業員の生命・身体の安全の確保と感染拡大防止を前提に、インフルエンザ等流行時において、都市ガスの供給・製造等について大規模な供給途絶を招かないことを目的として、必要な体制・対応を定める。

(2) 事業継続計画の発動

第一次体制時においては、原則すべての業務を可能な限り実施するが、第二次体制移行時において事業継続計画を発動し、継続する業務を限定し事業を継続する。

(3) 業務の区分

全ての業務を「供給維持業務」*1、「最低維持業務」*2、「中断業務」*3に区分けし、原則として「供給維持業務」「最低維持業務」を第二次体制時において継続する業務（表1-3参照）とする。

*1 原料調達・配船調整、ガス製造運転操作・原料受入管理、製造設備点検、ガス製造・供給調整、保安対応業務 等

*2 「供給維持業務」を除く業務のうち、供給維持業務を支援する業務、ガス事業者としての責務を考え、公益事業者として対応すべき企業機能維持業務、お客さま対応上必要なサービス維持業務

*3 「中断業務」する主な業務としては、各部共通で各種企画・計画業務、技術開発・研究開発、各種営業業務、エンジニアリング業務等、リビング本部の定期保安点検等、導管ネットワーク本部の定期漏洩検査、メロ定期安全点検、計画工事等、その他として広告宣伝、イベント政策・運営、監査業務 等

表 1 - 3 継続する業務

区分	業務	
供給維持業務	原料・製造	原料調達関連業務、配船業務、通関・検収業務
		原料（LNG・LPG）の受入に関する業務
		都市ガスの製造業務
		製造関連施設の維持管理・点検業務
	供給	供給管理、圧力管理
		主要導管の維持管理（ガバナ、供給所、ホルダー含む）
緊急保安	緊急ガス漏洩対応業務、供給支障対応	
最低維持業務	システム管理	供給維持（製造・供給・保安）、お客さま関連及びお取引さま対応に必要となるシステム維持管理業務
	お客さま関連業務	お客さまセンター電話受付（ガス漏洩等緊急業務）、優先顧客（医療機関、社会的重要施設等）のガス設備・機器等の修理、広域支社運營業務支援、卸先ガス事業者対応
	広報 総務 人事 経理 資材 他	マスコミ（地方支局含む）・外部報道対応
		警察・消防・東京都等官公庁対応（地方行政含む）
		感染拡大の防止業務、労務管理、給与業務
		最低限度の経理業務（資金繰り、支払い、預金管理等）
		ガスの安定供給・保安確保に必要な購買業務、受給管理
		非常事態対策本部に関わる役員の支援業務
		籠城拠点の建屋等施設の維持管理業務
		非常事態対策本部業務、組織全体統括・部門間総合調整

2 第一次体制移行前（発生段階：「未発生期」）の対応

2-1. 情報収集および周知

- (1) 別表第3-1、3-2に掲げる各班・支部等は、外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班・支部等は、(1)で得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

2-2. 新型インフルエンザ等の流行時における事業運営体制の検討

- (1) 別表第1-2に掲げる各班は、病原性が高く重大度が「重度」（カテゴリー4、5）である新型インフルエンザ等発生時における保安の確保、ガスの安定供給に最低限必要な業務（スタッフ業務も含む）を選別するとともに、そのために必要となる要員（供給維持要員〈原料・製造、供給、緊急保安、システム管理〉）等および勤務体制等について予め検討し、マニユ

アルの整備や連絡体制の整備等を行い、新型インフルエンザ等の流行に迅速に対応できるよう準備しておく。

- (2) 各班は、(1) の検討と併せて新型インフルエンザの重大度が「中等度」(カテゴリー 2、3) の場合に備えた業務の選別、要員数、勤務体制等についても検討し必要な準備を行う。
- (3) 各班は、第一次体制移行時に、人事班が一括管理している非常食糧、衛生資材等を速やかに受領・配置できるよう、その方法について予め検討しておく。

2-3. 新型インフルエンザ等の流行時に備えた食糧・資材等の備蓄

- (1) 人事班は、マスク(サージカル・N95)や消毒薬などの衛生資材等を必要数購入・備蓄する。その際、新型インフルエンザの重大度が「中等度」(カテゴリー 2、3) の場合に備えた適正な備蓄についても、内容や数量を検討し、実施しておく。
- (2) 人事班は、非常用食料を必要数* 購入し、備蓄する。

*非常事態体制時に籠城する供給維持要員(原料・製造、供給、緊急保安、システム管理)の60日分(重大度が「カテゴリー 4」の新型インフルエンザが流行した場合の最長籠城期間を想定)

- (3) デジタルイノベーション統括班は、新型インフルエンザ等の流行時においても稼働させるシステム、緊急連絡や遠隔地での意思疎通が可能となるシステムについて検討し、必要に応じて導入する。また、その端末は基本的に利用部門で用意する。(なお、在宅勤務システムについては、極めて限られた状況についてのみ実施する方向で、人事班と調整を行いつつ整備の検討を行う)。

2-4. 従業員等への感染の予防のための措置

- (1) 人事班は、サージカルマスクを、社員に事前配布するほか、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備(知識の普及など)を行う。
- (2) 人事班は、新型インフルエンザ等流行時において、従業員が事業所内に入る際の取り扱いや、外部からの訪問者(来客など)への対応方法についてのマニュアル(手指消毒・手洗い・うがい・検温・サージカルマスクの着用など)を整備し、事業所内へのウイルスの侵入を極力抑制する措置を明確にし周知する。

2-5. 新型インフルエンザ等の流行小康期および終息後の事業運営体制の検討

- (1) 人事班は、新型インフルエンザ等の第一波流行終息後の小康期において、第二波、第三波の流行に備えるため、供給区域感染期までに消費したマスク(サージカル・N95)や消毒薬などの衛生資材、抗インフルエンザ薬等について、追加分の購入や備蓄が支障なく実施できるよう、計画を策定しておく。
- (2) 人事班は、小康期以降の業務の円滑な再開に備え、供給区域感染期までに新型インフルエンザに感染して回復した者についてのリストアップ(診断など)の方法等について検討しておく。

- (3) 各班は、新型インフルエンザ等の第一波流行終息後、優先的に再開させる業務についての順位付け（業務の選別・要員の割り当て）を予め行っておき、可及的速やかに通常業務に復帰できるように計画を策定しておく。

2-6. 教育・訓練

- (1) 人事班は、2-4に記した感染予防の措置に関して、必要に応じて従業員に対し教育・訓練を実施する。
- (2) 新型インフルエンザ対策事務局は、第二次体制への移行を想定した全体訓練を計画し毎年実施する。
- (3) 各班は、第二次体制を想定した訓練・シミュレーション等を必要に応じて実施する。

3 第一次体制における対応

3-1. 情報収集および周知

- (1) 各班・支部等は、別表第3-1、3-2に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3-2. 海外または供給区域外での感染拡大時の事業運営体制

- (1) 各班は、供給区域内での発生に備えて、予め定めた非常体制へ速やかに移行できるよう準備を行う（連絡網の再確認、不要不急の業務の縮小・手仕舞い、衛生資材の状況確認など）。
- (2) 各班は、非常事態対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3-3. 基本的な対応

- (1) 新型インフルエンザ等の重大度が「軽度」の場合は、業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等の安全防护を徹底していくことで対応する。
- (2) 新型インフルエンザ等の重大度が「中等度」以上の場合、第一次体制では必要に応じて、一部業務の縮小や繁閑を加味した人員の再配置を行い、原則としてすべての業務を可能な限り実施する。
- (3) 各班は、業務について継続すべき「供給維持業務」「最低維持業務」と休止・縮小すべき「中断業務」に区分し、業務の優先順位付けを行うとともに要員配置計画を策定し、感染拡大時に備える。

3-4. 感染予防のための措置

- (1) 人事班は、第一次体制発令後、原則として速やかに以下の事項を実施、周知・徹底する。
- ① 一括備蓄場所から必要な職場へ衛生資材等の配布
 - ② 第二次体制移行に備えた、全所属員へのサージカルマスク（帰宅用）の配布状況の再確認
 - ③ 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、「咳エチケット」等の感染拡大の防止に関すること
 - ④ 人事班に設置する健康相談窓口とその活用方法
 - ⑤ 発熱時には出勤せず、各都道府県に設置される相談窓口（発熱相談センター等）に直ちに相談し指示を仰いだ後、サージカルマスクを着用のうえで、指示された医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
 - ⑥ 社員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること
 - ⑦ 会議・集会等の参加者制限、イベント等の延期または中止をするよう各班に勧告すること
 - ⑧ 新型インフルエンザ等の発生国・地域への滞在・出張・旅行等の延期に関する取り扱い
- (2) 導管班・緊急保安班ほか各班は、第一次体制移行後、原則として速やかに以下の事項を実施する。
- ① 人事班において一括備蓄してある供給維持要員用の非常食糧、衛生資材等について、必要数を受領するとともに、各職場へ配布・備蓄・管理を実施すること

4 第二次体制における対応

4-1. 情報収集および周知

各班は、3-1. に定める情報収集および周知を継続して行う。

4-2. 事業運営体制

- (1) 各班は、事業継続を前提として予め定めた、第二次体制に移行する。
- (2) 各班は、非常事態対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

4-3. 基本的な対応

- (1) 「供給維持業務」「最低維持業務」に限定し事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、原則としてお客さま接点（面对）業務は全て中止する（検針、安全点検、開閉栓、器具修理、内管漏洩修理、マイコン復帰等）。
- (3) 「供給維持業務」「最低維持業務」の要員（関係会社社員や協力企業社員も含む）は、人数を必要最低限に絞り込んだ上で原則として各事業所に籠城する。籠城期間中はこれらの要員を複数班に分けて、原則2週間程度で交代することを目安としたローテーションを行う。

(4)「供給維持業務」「最低維持業務」の要員以外の者は、原則として出社せず自宅待機とする。

4-4. 感染拡大予防のための措置

人事班は、非常事態対策本部設置後、3-4. に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。なお、海外発生期を経ずに国内発生早期となった場合（国内での発生が世界第一例となった場合）は、3-4. の措置もただちに実施する。

- ① 国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、災害情報ステーション等を利用して周知する。
- ② 社員等およびその家族が新型インフルエンザに感染しているか否かについては、安否確認システムを活用して日々その状況を確認する。
- ③ 社員等およびその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ④ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等を延期または中止するよう各班に指示する。
- ⑤ 非常事態対策本部の指示に基づき、事業所入所の際の感染防護措置（手洗い・うがい・検温等）の実施、サージカルマスクを常時着用する。
外部からの訪問者（来客等）に対する措置（事業所入所の際の感染防護措置：手洗い・うがい・検温・サージカルマスクの着用等）を徹底する。
- ⑥ 感染が疑われる者が発生した場合はマスクを着用させ、会議室等へ隔離し、他者との接触を最低限とする。その間に、各都道府県に設置される相談窓口（発熱センター等）へ相談し指示を仰ぐ。
- ⑦ 国および地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。
- ⑧ 国等の指示に基づき、海外事業部と連携しながら患者発生国・地域に駐在する社員等およびその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等およびその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、患者発生国・地域に対する海外渡航の取りやめ等の指示を行う。

4-5. 感染終息後（発生段階：「小康期」）に向けた措置

各班は、2-5. の検討に基づき、下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザからの回復者のリストアップと、要員の確保見通しの検討
- ② リストに基づいた流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充

5 特定接種の実施体制

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうち、これらの業務に従事する者（関係会社・工事会社等の供給継続に資する協力事業者を含む）となる。

当社においては、ガスの製造・供給を可能な限り維持するために、供給維持業務・最低維持業務の従事者が特定接種の対象となり得ることから、接種に関して以下の通り定める。

- (1) 特定接種の対象となり得る「供給維持業務」「最低維持業務」の従事者を選定し、事前に名簿*¹を作成しておく。
- (2) 国が示す特定接種に関する実施要領に基づき、接種場所等の必要な事項について検討しておく*²。

*1 氏名・所属・従事する業務・所属建屋・接種対象者人数等を記載した接種対象者名簿、接種場所、接種実施者を記載した名簿を作成しておく。なお、名簿は定期的に更新し、接種対象者に対しては、接種による副反応の恐れ、接種後にも感染防止策が必要となる旨等について事前に説明しておく。

*2 人事班は、人事部安全健康・福利室産業保健チームを中心に、具体的な接種実施要領および実施体制を計画しておく。

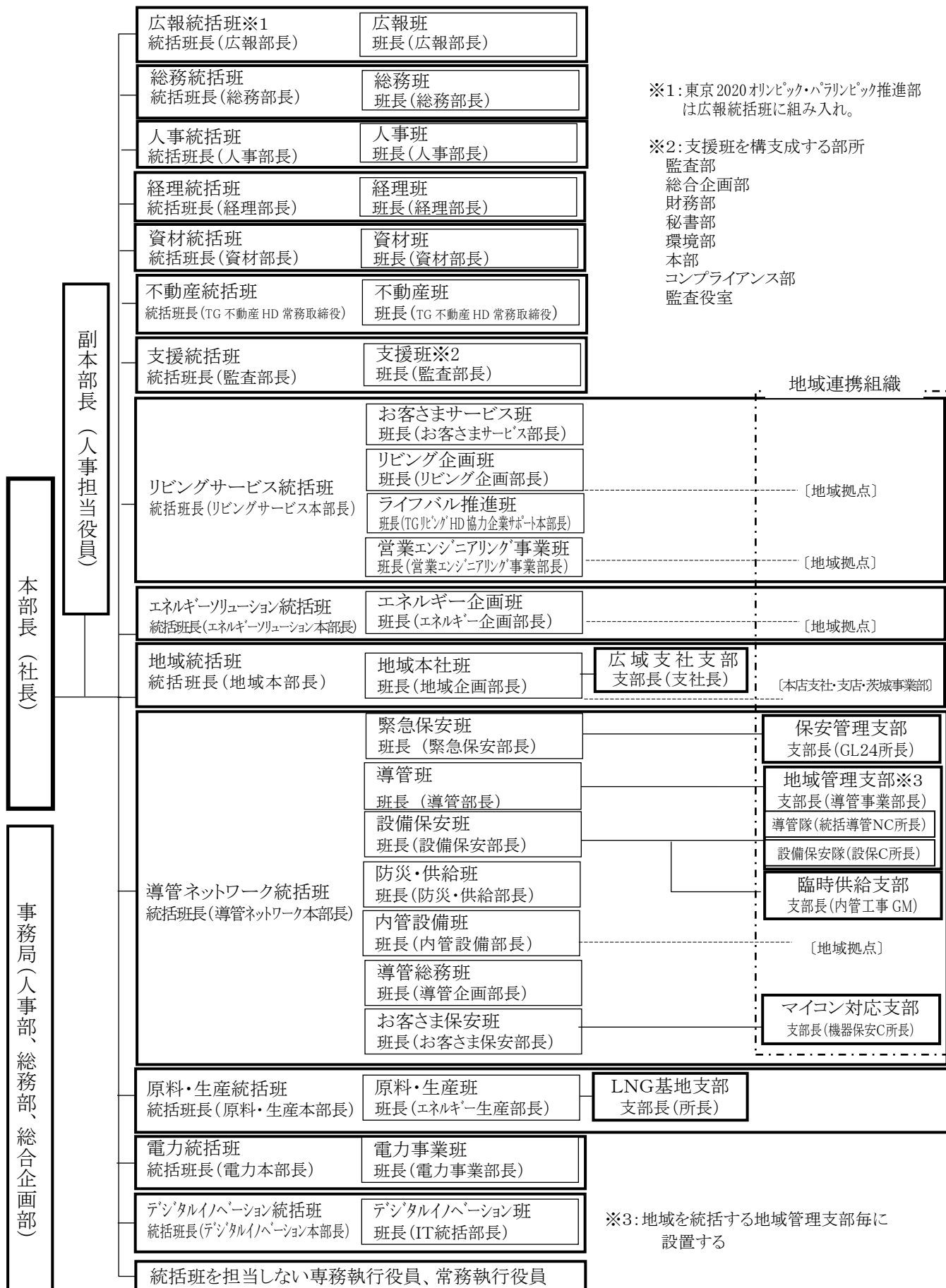
6 その他

6-1. 新型インフルエンザ以外の感染症への準用

- (1) この計画は、感染症法第6条に定められている新型インフルエンザ以外の感染症（エボラ出血熱、天然痘、SARS、コレラ等）についても必要に応じて準用する。
- (2) 準用にあたっては、WHO、厚生労働省等からの情報・要請、産業医の知見・助言等を勘案しつつ、社長が判断し詳細を決定する。

第二次体制の本部、支部の組織、責任者（指揮命令系統）

（重大度が「重度」の場合の供給区域発生早期以降供給区域感染期の終わりまで）



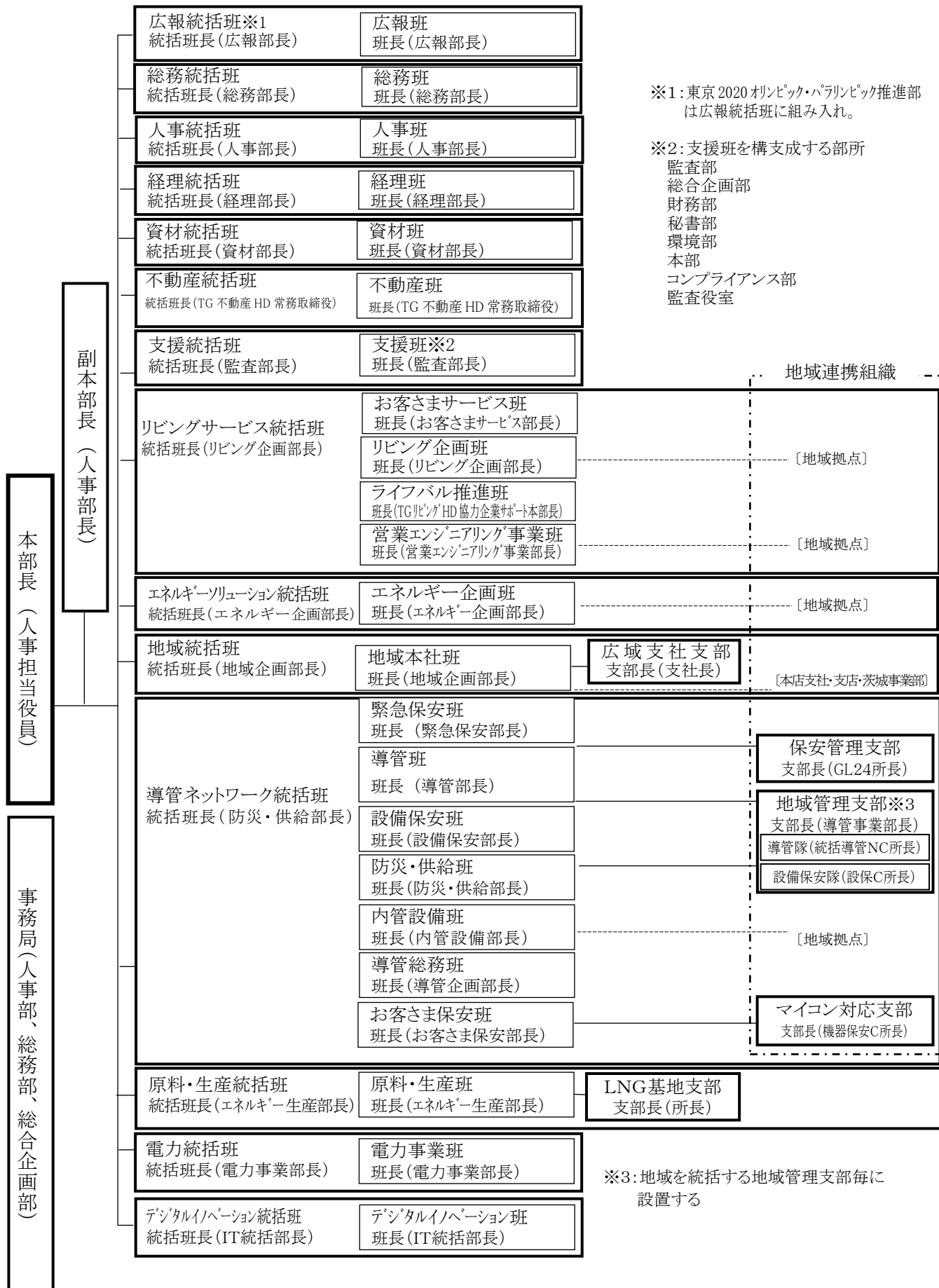
※1:東京2020オリンピック・パラリンピック推進部は広報統括班に組み入れ。

※2:支援班を構成する部所
監査部
総合企画部
財務部
秘書部
環境部
本部
コンプライアンス部
監査役室

※3:地域を統括する地域管理支部毎に設置する

第一次体制の本部、支部の組織、責任者（指揮命令系統）

（重大度が「重度」の場合の供給区域発生早期以降供給区域感染期の終わりまで）



※1: 東京2020オリンピック・パラリンピック推進部は広報統括班に組み入れ。

※2: 支援班を構成する部所
 監査部
 総合企画部
 財務部
 秘書部
 環境部
 本部
 コンプライアンス部
 監査役室

※3: 地域を統括する地域管理支部毎に設置する

第一次体制*および第二次体制の分担業務

班名		主な業務
広報統括班	広報班	外部広報対応
総務統括班	総務班	本社建物・設備の被害調査・維持管理、経済産業省の対応窓口、日本ガス協会との連携
人事統括班	人事班	社員・グループ社員の勤務状況・安否の確認、食料の確保状況確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底、厚生労働省の対応窓口
経理統括班	経理班	会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達、他班の応援
資材統括班	資材班	資機材等の調達・管理
不動産統括班	不動産班	建物等施設・設備の維持管理
支援統括班	支援班	他班のサポート、応援
リビングサービス統括班	リビング企画班	リビング統括班の調整
	お客さまサービス班	お客さまからのガス漏洩等緊急業務の電話受付対応
	ライフバル推進班	ライフバル等への情報伝達・集約・管理
	営業エンジニアリング事業班	HEATS(地点熱)修繕対応準備
エネルギーソリューション統括班	エネルギー企画班	本部内実施策の検討・実施、本部が担当するお客さま対応策の検討・実施
地域統括班	地域本社班	広域支社の情報収集・対応支援、卸供給先事業者との連絡・対応窓口 広報班と連携した支社・支店の地域行政対応・広報対応支援
導管ネットワーク統括班	緊急保安班	保安管理統括、ガス漏洩・マイコンメーター対応
	導管班	本部内実施策の検討・実施、供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・実施、導管警備体制の確立・ガスの安定供給、保安確保に必要な購買業務、需要管理
	設備保安班	内管事故等処理計画検討・実施
	防災・供給班	ガス供給停止措置、供給操作設備管理、製造供給管理、内閣府・総務省・東京都の対応窓口
	内管設備班	ガス工事等の中断状況の確認・指示、地域拠点との連絡体制の確立、初動対応に向けた準備
	導管総務班	導管ネットワーク統括班の労務管理・総務及び動員状況の把握、他小売事業者との連携
	お客さま保安班	E S ・ E F ・ ライフバル対応策の検討・実施 一般お客さま対応策の検討・実施
原料・生産統括班	原料・生産班	本部内実施策の検討・実施、売主その他関連事業者との調整・協議、配船調整、通関・検収業務、LNG価格算定 生産・稼働計画見直し検討・実施、各工場警備体制の確立
IT統括班	IT活用推進班	本部内実施策の検討・実施、通信設備・システムの稼働確保、東京ガスiネットとの連携
電力統括班	電力事業班	電力広域的運営推進機関対応

* 第一次体制においては必ずしもこの表に拠らず、原則としてすべての業務を可能な限り実施する。

各体制における職務者および代行者

第一次体制における本部長および代行順位

	代行順位	代 行 者	備 考
本部長		人事部担当執行役員	
副本部長	第1位	人事部長	
	第2位	人事労務グループマネージャー	
	第3位	供給指令センター所長	
	第4位		
	第5位		
事務局		人事部・総合企画部・総務部	

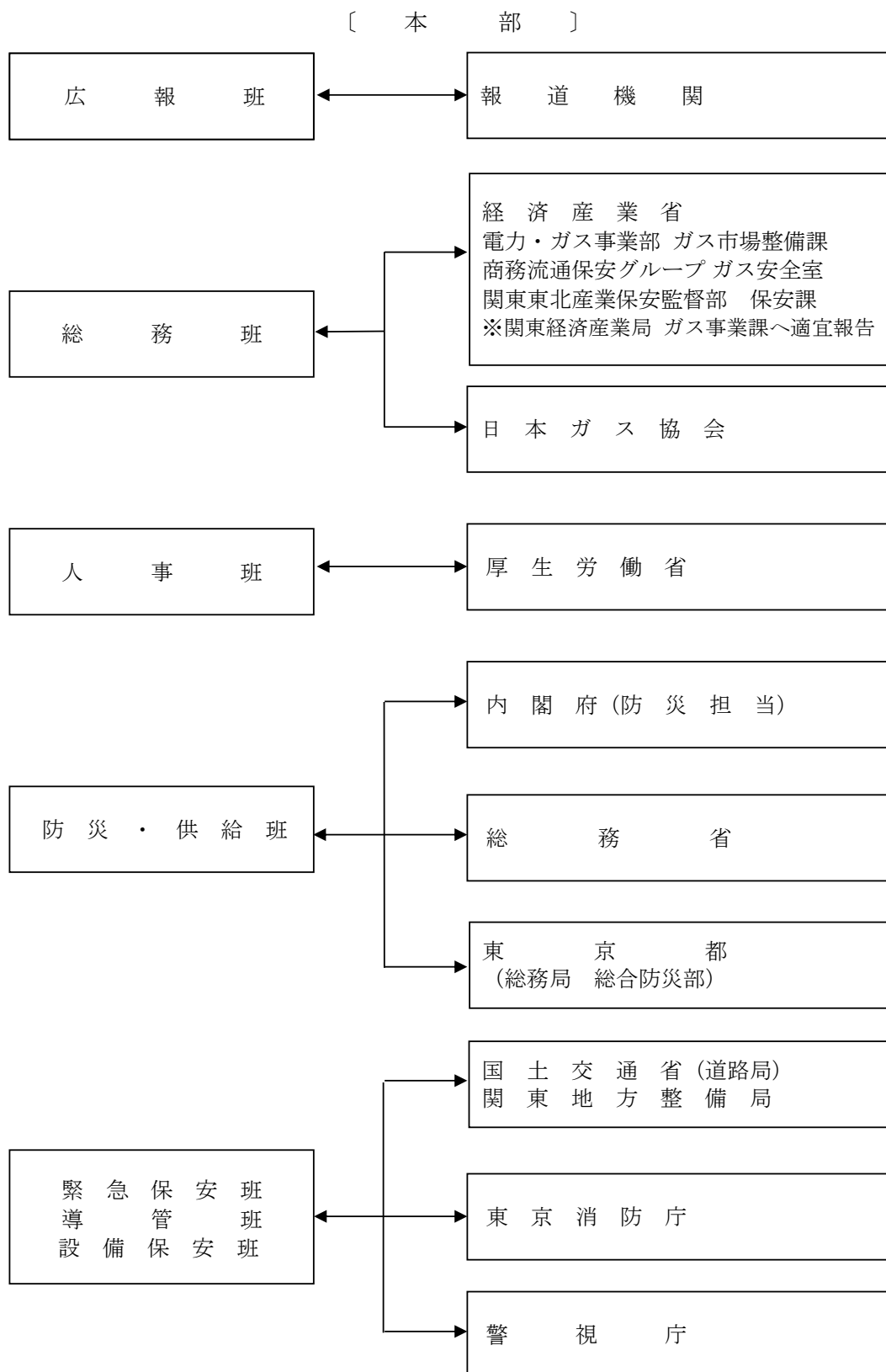
第二次体制における本部長および代行順位

	代行順位	代 行 者	備 考
本部長		社 長	※副社長の代行順位は経営会議議長の代行順とする
副本部長	第1位	副 社 長 (※)	
	第2位	人事部担当執行役員	
	第3位	人事部長	
	第4位	人事労務グループマネージャー	
	第5位	供給指令センター所長	
事務局		人事部・総合企画部・総務部	

体制発令の代行順位

代行順位	代 行 者	備 考
第1位	副 社 長 (※)	※副社長の代行順位は経営会議議長の代行順とする
第2位	人事部担当執行役員	
第3位	人事部長	
第4位	人事労務グループマネージャー	
第5位	供給指令センター所長	

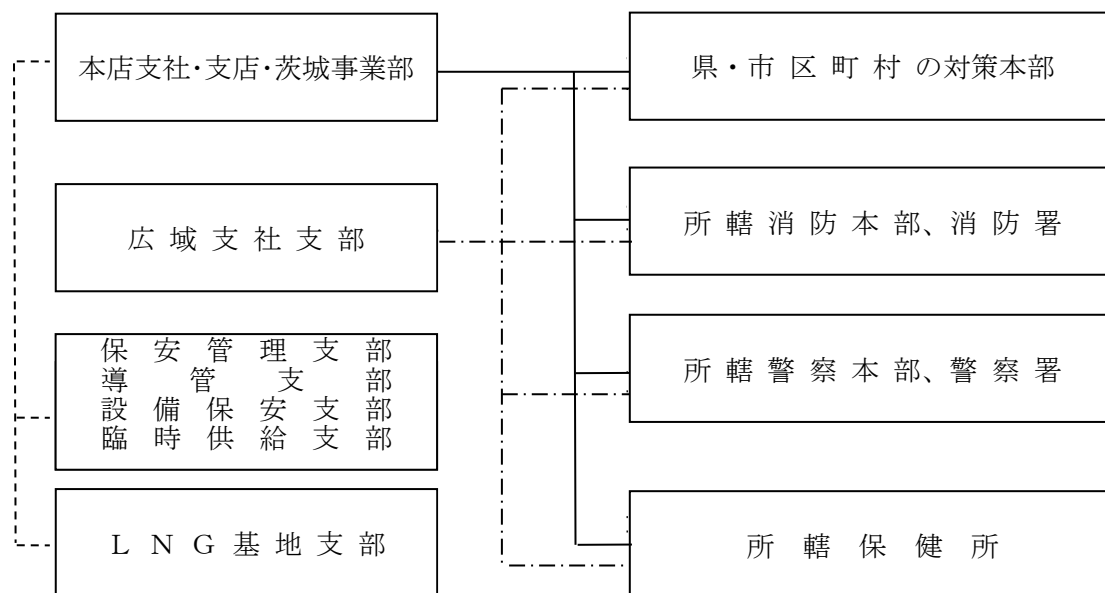
防災関係機関との情報連絡・連携経路



・上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する

防災関係機関との情報連絡・連携経路

[支 部]



- ・上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各支部で対応する。
- ・保安管理支部・導管支部・設備保安支部、工場支部は、本店支社・支店との連絡を保持しつつ、必要に応じて、所轄行政の対策本部・官公署と情報交換を行い、具体的な対応を図る。